

奨学金制度の充実等を求める意見書

我が国は、憲法や教育基本法の理念に基づき、独立行政法人日本学生支援機構を設置し、学生を支援するべく奨学金事業を遂行している。現在、18歳以上の過半数が大学等に進学しており、その大学等進学者の約半数が同機構の奨学金制度を利用してきたことは、憲法に規定する「その能力に応じてひとしく教育を受ける権利」を保障してきたものである。

高山市でも高等学校卒業生の約7割が大学等へ進学のため市外・県外に居住し、多くが親元を離れて二重生活をおこなっている。世帯収入が減少するなかで授業料に加えて住居費や生活費など教育を受けるための負担が地方で特に重く押し掛かることから、学生の多くが奨学金制度を利用している。

近年、奨学金の貸与者数および貸与金額が増加する一方で、学生の就職難や非正規労働の増加などから、卒業後も奨学金の返還が出来ずに生活に苦しんでいる若者が急増し社会問題となっている。

よって、国におかれては、意欲と能力のある若者が家庭や地域事情にかかわらず、安心して学べるよう、新たな給付型奨学金を創設するなど奨学金制度の充実を図ること、また、卒業後に安定した就職ができるよう環境整備に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月22日

高 山 市 議 会